２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十九号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正）

第一条　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二中「規則第百六十二条」を「規則第百六十二条第一項第一号ロ」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（貨物ポンプ室等の通風装置の吸気口及び排気口）

第二十九条の二　規則第百九十条第一項第四号の告示で定める基準は、国際電気標準化会議が定めた規格ＩＥＣ六〇〇九二―五〇二又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものであることとする。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十二条の次に次の一条を加える。

（採取端からの配管）

第三十二条の二　規則第二百十二条第二項第四号の告示で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　ガスの採取管に、遮断弁又はこれと同等の設備が備え付けられているものであること。

二　ガス検知器からの排気を、安全な位置で大気に排出できるものであること。

三　鋼製の容器に密閉された検知装置であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるものに接続されるものであること。

別表第八の二の表を次のように改める。

品名	船型	タイプＣ独立型タンクの要求	貨物タンクの環境制御	ガス検知装置	液面計測装置	特別要件
アセトアルデヒド	2G	—	不活性化	Ｆ－Ｔ	C	14.3.3.1、14.4.3、17.4.1、17.6.1
アンモニア（無水）	2G	—	—	T	C	14.4、17.2.1、17.12
ブタジエン	2G	—	—	Ｆ－Ｔ	C	14.4、17.2.2、17.4.2、17.4.3、17.6、17.8
ブタン	2G	—	—	F	R	
ブタンとプロパンの混合物	2G	—	—	F	R	
ブチレン	2G	—	—	F	R	
二酸化炭素（純度の高いもの）	3G	—	—	A	R	17.21
二酸化炭素（純度の低いもの）	3G	—	—	A	R	17.22
塩素	1G	有	乾燥	T	I	14.4、17.3.2、17.4.1、17.5、17.7、17.9、17.13
ジエチルエーテル*	2G	—	不活性化	Ｆ－Ｔ	C	14.4.2、14.4.3、17.2.6、17.3.1、17.6.1、17.9、17.10、17.11.2、17.11.3
ジメチルアミン	2G	—	—	Ｆ－Ｔ	C	14.4、17.2.1
ジメチルエーテル	2G	—	—	Ｆ－Ｔ	C	
エタン	2G	—	—	F	R	
塩化エチル	2G	—	—	Ｆ－Ｔ	C	
エチレン	2G	—	—	F	R	
酸化エチレン	1G	有	不活性化	Ｆ－Ｔ	C	14.4、17.2.2、17.3.2、17.4.1、17.5、17.6.1、17.14
酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が三十重量％以下のもの）*	2G	—	不活性化	Ｆ－Ｔ	C	14.4.3、17.3.1、17.4.1、17.6.1、17.9、17.10、17.18
イソプレン*（全ての異性体を含む）	2G	—	—	F	R	14.4.3、17.8、17.9、17.11.1
イソプレン*（精製されたもの）	2G	—	—	F	R	14.4.3、17.8、17.9、17.11.1
イソプロピルアミン*	2G	—	—	Ｆ－Ｔ	C	14.4.2、14.4.3、17.2.4、17.9、17.10、17.11.1、17.15
メタン（ＬＮＧ）	2G	—	—	F	C	
メチルアセチレンとプロパジエンの混合物	2G	—	—	F	R	17.16